

2022年12月22日

「介助現場における虐待事件に関する検証」報告

特定非営利活動法人 共に生きる街づくりセンター・かがし座

この度、特定非営利活動法人 共に生きる街づくりセンター・かがし座（以下、かがし座）傘下の居宅介護派遣事業所であるケアシステムわら細工（以下、わら細工）から派遣された介助者による、サービス利用者である障害者に対する身体的虐待事件が発生致しました。虐待の発見が遅れ、本件発生後も対応が遅れたこと等につき、厳粛に受け止め、深い反省とともに、被害に遭われ方とご家族、そして、関係者の皆様方には心よりお詫びを申し上げます。

以下、本件の内容と今後の改善策につきご報告致します。

I. 検証委員会の設置目的と検証の視点及び内容

1. 設置目的

2021年12月21日に発生した生活ホームオェヴィス入居者に対する介助者による虐待事件につき、今後二度と起こすことのないよう、問題発生背景及び虐待の認識並びに対応の遅れにつき分析をし、総括・検証し、組織として取るべき再発防止策につき、かがし座理事会へ提言することを目的として検証委員会を設置しました。

2. 検証の視点と検証内容

本虐待事件は、障害者が地域社会に参加し、共に暮らすことを支える介助を目指し、運営して来たところの理念と組織の在り方と深くかかわっているという視点で、以下の内容で検証を行いました。

- ① 虐待の事実の確認
- ② 組織的な手続き上の要因
- ③ 虐待の要因とわら細工の関係
- ④ 今後行うべき組織的改善の内容

II. 虐待事件の事実の確認

生活ホームにおいて発生した、わら細工から派遣された介助者による身体的虐待事件の概要は以下の通りです。

虐待の発生日	2021年12月21日 夕方
虐待の発覚日	2021年12月24日 夕方

虐待の通報	2021年12月28日 夕方 本事案はつぐみ共生会が主導して対応する事案であると考え、わら細工及びかがし座としては市への報告は行わず、つぐみ共生会から越谷市への通報が行われた。
虐待の場所	生活ホーム
虐待の状況	わら細工より派遣されている介助者（50代）が、派遣先の生活ホームにおいて、調理後でまだ熱を帯びている調理器具を、入居者の身体に押し当て、火傷を負わせた。
虐待後の対応	2022年2月14日、運営委員長・運営委員・事務局次長により、加害者に対して経緯確認と今後の対応につき検討すること、介助依頼は行わない旨を伝える。

Ⅲ. 虐待事件発生後の組織的対応の遅れとその要因

本虐待事件において、対応面におけるわら細工の大きな問題点として、虐待についての取り組みの遅れが挙げられます。

その理由として、3点あると考えます。1点目は、虐待に関する認識や虐待及び権利擁護の知識が欠如し、虐待について学ぶ機会も設けられていなかったこと、2点目は、困難事例の検討やサポート体制の課題につき組織全体で共有することが出来ておらず、介助中の虐待事件であったにもかかわらず、事件への対応が開始されたのが事件発生3日後であり、わら細工・かがし座が組織としての責任を問われていることの認識が希薄であったことです。そして、3点目は、本来はかがし座・わら細工より直ちに市への報告をすべきところでしたが、危機感を持って対応方針をまとめることが出来なかったことが挙げられます。

また、職員^{*)}が虐待行為に触れた言葉を被害者にかけて傷つけたという虐待があり、それが虐待であるという認識はありませんでした。

これらの発言から、虐待に関する認識・知識が全く欠如していたことが明らかです。わら細工として、これまで虐待とその防止に関する研修を一切実施してこなかったこと、また、以前は行っていた様々な障害者の自立生活支援に関する学習会等も行えていないことから、組織として重大な責任があると認識しています。

※この職員は責任を取って辞職した。

Ⅳ. 本件発生の背景や構造の分析

(1) 会員組織としての構造的な要因

わら細工は障害当事者・介助者双方が会員となる会員組織であり、お互い対等な関係であることを重視した反面で、介助者はわら細工より派遣された専門性を有する支援者としての認識があいまいになりかねない状況がありました。

(2) 専門性及びその向上のための対応の欠如

わら細工として、会員組織としての活動には力を入れてきた反面で、居宅介護事業所としての認識が薄く、利用者への契約内容の説明や、介助者への専門性向上に関する研修等をほぼ実施してき

ませんでした。

(3) 支援対象者の変化に伴うサポート体制の欠如

社会の変化とともに、利用者の状態やニーズが多様化する中で、わら細工は現場での緊急対応に終始するだけで、生活ホームをはじめ各支援グループの課題を把握し、組織としてサポート体制を構築できていませんでした。会員組織としての「介助調整」にとどまらず、複合的な課題や支援を踏まえた組織的なケアマネジメントが大切であることに無自覚でした。

(4) 組織的な手続き上の欠陥

組織への帰属意識が希薄となり、個人同士のつながりによって支援が完結し、その中で生じる困難事例を介助者間で共有することができませんでした。また、そのことにより、組織として介助現場の実態や課題を把握出来ず、未然に事件を防止する為の取り組みへとはつながりませんでした。

(5) 透明性を担保できない状況・環境の存在

介助に当たる支援者が固定化していった結果、利用者との関係が濃厚となり、加えて物理的環境の密室化が生じ、その結果として介助現場の状況が見えにくくなるような環境を生み出してしまいました。

(6) 虐待及び権利擁護に関する知識の不足

介助者に対して、障害者が生活者として権利行使の主体であること、障害者虐待は許されないことを学ぶ機会を設けられていませんでした。また、困難事例の検討やサポート体制構築の課題を組織全体で共有する機会が設けられてきませんでした。

V. 今後行う組織的改善について

今回の事件を引き起こしたのは、介助現場の実態を把握できず、社会や制度の変化に即した対応が取れなかった組織的な脆弱さと認識し、下記の改善案に取り組んでいけるよう組織の見直しと強化を行っていきます。

(1) 利用者の権利擁護の実践

①虐待防止と権利擁護に関する研修・啓発を会員に対して計画的に実施します。

②意思表示の難しい利用者の意見を吸い上げていける体制を整備します。

(2) 居宅介護事業所としての契約関係明確化。

①障害者及び障害児の意思及び人格を尊重し、適切な居宅介護等を提供することを目的とした居宅介護事業所として適切な運営管理を行います。

②利用契約の結び直しを行い、重要事項説明書をもとに、個人情報保護、緊急時の対応、事故発生時の対応、虐待の防止、成年後見、苦情解決等について、適切に対応出来る関係、体制を早期に整備します。

また利用者又は障害児の家族の意志及び人格が尊重出来ているか、適切な居宅介護等の提供が出来ているか等定期的なモニタリングを行います。

③介助者に対してはスタッフ登録の見直しを行います。契約もしくは登録の更新を定期的に行うことで、わら細工から派遣されていることを明確にし、介助現場に関する情報を共有し、課題改善に取り組む体制を作ります。

又、苦情解決受付の設置と苦情解決の取り組みの整備、周知を十分に行い、権利侵害を早期に発見

することに務めます。

(3) 利用者のニーズに応えられる専門性の確保とその向上のための取り組み

① 居宅介護事業所の従業者である介助者に対して、計画的、定期的に研修を実施します。他事業所などに協力を仰ぎ、普遍的な介助技術を学ぶ研修を実施します。また利用者それぞれの障害や生活状況に応じた介助方法を学ぶ研修を実施します。

② 介助者交流会を行い、その場を活用し、研修を組織的、計画的に実施します。

(4) 密室化を防ぎ透明性を確保するための取り組み

① サービス実施記録の書式を整備し介助現場の実態を随時把握出来るようにします。

② 介助者交流会を障害者ごとに丁寧で開催し、介助現場の密室化を防ぎ、把握された実態から共通の課題を確認し、居宅介護支援計画に生かします。

③ 権利侵害の早期発見につながるよう、利用者それぞれが地域の住民として周囲の人々との関係を再構築することに務めます。

(5) ケアマネジメントに基づいた居宅介護支援計画の作成と他事業所との連携

わら細工は、本人、家族、介助者などが共同で介助上の課題を共有し、必要な介助を考える「介助調整」を行っていますが、方法もばらばらで記録も残されていない場合が多くありました。今後は本人、家族、計画相談事業所、通所先、医療関係者などと定期的に情報交換し、利用者のニーズに基づいた居宅介護支援計画作成に活かすことで、利用者の状況に応じたサポート体制の充実を図ります。

(6) 改善案を遂行していくための組織改革

職員の増員による事務局体制の強化を行い、自主点検表を用いて点検することで事業所としての責務を確認し、業務遂行に生かします。

① 事業所として新しい情報を取り入れるため、事業所に対する研修に積極的に参加していきます。

② 行政から定期的に点検、指導を受けることができるよう、わら細工は現在の基準該当居宅介護事業所から指定居宅介護事業所となることを目指します。

今後は、社会や制度の変化に即した対応のできる組織的な改革とともに、虐待・権利擁護等に関する知識と意識を持ち、虐待防止対策・対応に向けて取り組んで参ります。

【お問い合わせ先】 特定非営利活動法人共に生きる街づくりセンター・かがし座

〒344-0021 埼玉県春日部市大場1288-1

Tel : 048-738-4593

(担当者：吉田久美子、平岩和好)